

## 2022年度 心理学研究科 長期履修学生制度について

### I. 長期履修学生制度とは

前期課程の標準修業年限である2年間もしくは後期課程の標準修業年限である3年間では大学院の教育課程の履修が、II. で示す事由によって困難な者に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了する制度である。ただし、外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）については、長期履修学生制度に申請することはできない。

### II. 申請書類

1. 「長期履修申請書」（研究科所定様式）
2. 制度適用対象者を証明する書類（以下、参照）

事由	証明書
職業を有する者（正規社員、非正規社員を問わず、週28時間以上就労している者）	「就労証明書」
恒常的に家事に従事している者（専業主婦等）	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の写し
恒常的に育児に従事している者（小学校未就学の子を養育している場合）	「母子健康手帳」の写しもしくは「在園証明書」
恒常的に介護に従事している者（配偶者、二親等以内の親族を介護している場合）	①「要介護者との関係（続柄）を証明する書類」（戸籍抄本等） ②要介護者の「要介護認定結果通知書」の写し
身体の障がいまたは疾病を有する者	「身体障害者手帳」の写しもしくは「医師の診断書」

### III. 申請方法（2022年度申請・2023年度適用分）

II. で示した申請書類を指導教員の事前承認を得た上で、以下のとおり提出すること。

- 申請期日：2023年1月31日（火）17:00まで
  - 申請場所：京田辺キャンパス 教務センター（心理学研究科）【成心館1階】
- ※申請期日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しない。

なお、一度承認された長期履修期間については、これの延長は一切認めない。一度承認された長期履修期間を短縮する場合の取り扱いは、IV. で示す。

### IV. 長期履修承認後の短縮申請

修了見込前年度に限り、一度だけ短縮申請を受け付ける。長期履修期間を短縮した場合、修了年度に、長期履修学生として在学した場合に支払う予定であった授業料と実験実習料の残額を徴収する。

【申請書類】「長期履修短縮申請書」（研究科所定様式）

【申請方法】III. で示した申請方法のとおり「長期履修短縮申請書」を提出する。

## V. その他重要事項

### ■長期履修期間終了後に在学する場合

- ・入学年度の一般学生が標準修業年限を超えて在籍した場合の学費と同額とする。
- ・また、標準就業年限以上在籍（休学期間は含まない）し、所定の単位を修得している場合は、授業料及び教学充実費を半額とする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望するもの及び長期履修制度利用期間は適用しない。

### ■長期履修期間中に休学する場合

- ・休学中は、一般学生と同額の休学在籍料を徴収する。

### ■学費の取り扱い

- ・長期履修学生として定められた学費を完納していれば、退学時に一般学生として在籍した場合の学費差額を徴収することはしない。
- ・退学及び除籍後、再入学する場合は本人から申請が無い限り長期履修学生として扱い、修業年限、在学年限は当初認められた期間から退学前の在学期間を減じた期間とする。ただし、学費については退学または除籍時の収納状況を引き継ぎ、再入学した年次の学費を元に再計算する。
- ・学費の延納及び分納は一般学生と同様に認める。

以上